

消防局

議案第 1 6 6 号 令和 7 年度大津市一般会計補正予算（第 6 号）の
うち、消防局の所管する部分について

議案第 1 6 6 号 令和 7 年度大津市一般会計補正予算（第 6 号）
のうち、消防局の所管する部分についてご説明申し上げます。

まず、今回の人件費補正にかかる給与改定の概要について、ご説明申し上げます。

今回の給与改定につきましては、令和 7 年の人事院勧告等に基づき、常勤職員及び会計年度任用職員の給与を改定しようとするものでございます。

資料「令和 7 年度大津市職員の給与改定について」に沿ってご説明を申し上げます。

まず、常勤職員の改定について説明いたします。

（１）の給料表の改定をご覧ください。

給料については、今回の人事院勧告による増額改定により、行政職給料表適用者では、平均引上率としては、3. 3 5 %、平均引上額は、1 0, 8 4 7 円となります。他の給料表においては記載の通

りであり、実施時期は令和7年4月1日に遡及適用するものであります。

2 ページ目をお願いいたします。

(2) の給与改定率であります。給料の改定による地域手当のはねかえり分を含めた給与改定率は3.06%となり、給与改定額は12,033円となるものであります。

3 ページ目をお願いいたします。

(3) の令和7年度の期末・勤勉手当の改定についてであります。12月期に、一般職員、暫定再任用職員ともに、それぞれ0.025月引き上げるものであります。

4 ページ目をお願いいたします。

(4) の令和8年度の期末・勤勉手当の改定についてであります。令和7年度12月に引き上げた月数を、令和8年度6月及び12月に均等に配分して引上げを行います。

このため、一般職員、暫定再任用職員ともに期末手当及び勤勉手当について、それぞれ0.0125月ずつ引き上げるものです。

5 ページ目をお願いいたします。

(5) の通勤手当の改定についてであります。自家用自動車を利用する場合の手当額を、14キロメートル以上については、距離

区分に応じて、１００円～８，５００円の間で増額するものです。

６ページ目をお願いいたします。

（６）の給与改定に伴う会計別所要額であります。一般会計、特別会計、企業会計を合わせて、人事院勧告に伴う影響額が５億６，７００万円余りとなるものであります。

７ページ目には、給料と各種手当について、会計別の影響額を記載しております。

８ページ目をお願いいたします。

次に会計年度任用職員の改定についてご説明します。

会計年度任用職員についても、人事院勧告等の内容を踏まえた改定を行うものです。

（１）の給料表の改定ですが、国の給料表に対応して同様の改定を行います。例としまして、行政職給料表の改定額は月額１１，１００円から１２，３００円となっております。

９ページ目をお願いいたします。

（２）の期末勤勉手当支給月数の改定につきましては、常勤職員と同様の改定を行うものです。

１０ページ目をお願いいたします。

（３）の影響額ですが、給料・報酬が２億７，８００万円余り、

期末勤勉手当が１億２００万円余り、通期手当が３９万円余り、合計で３億８，１００万円余りの増額となるものであります。

また、個別の職員に係る具体例として、事務補助の職員で、１日７時間、週５日勤務である場合の初年度の給与について、改定前後の金額を記載しております。月額で約１万２千円、期末勤勉手当を含む年額では、約２１万円の増額となります。

以上が、給与改定の概要でございます。

続きまして、補正予算説明書の５０ページをお願いいたします。

消防費の歳出についてご説明いたします。

款９ 消防費、項１ 消防費、目１ 常備消防費の補正前の額は３３億８，３２０万４千円、補正額は７，５５６万７千円の増額、補正後の額は３４億５，８７７万１千円でございます。

補正額の内訳は、一般財源７，５５６万７千円の増額でございます。

説明欄１ 常勤職員給与費（３３２人） ７，４５４万９千円の増額は、人事院勧告等に準拠した給与改定及び人件費の精査等による職員手当の増加によるものです。

説明欄２ 本部消防活動費３９万８千円の増額、及び説明欄３ 会計年度任用職員雇用経費６２万円の増額は、何れも会計年度任用

職員（３人）の人事院勧告等に準拠した改定及び人件費の精査によるものです。

以上、消防費合計 補正前の額は３７億２，２８７万１千円、補正額は７，５５６万７千円の増額、補正後の額は３７億９，８４３万８千円でございます。

以上で、議案第１６６号 令和７年度大津市一般会計補正予算（第６号）のうち、消防局の所管する部分についての説明とさせていただきます。